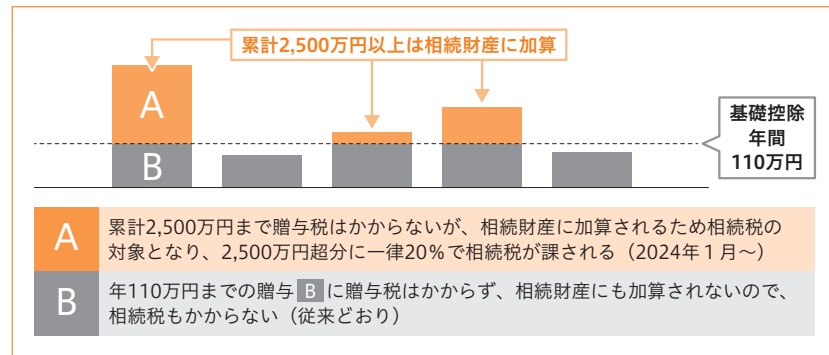


図表1 相続時精算課税制度の改正点



図表2 相続時精算課税制度の新旧比較

	改正前 ~2023年	改正後 2024年～
対象者	贈与者：60歳以上の父母、祖父母など（直系尊属） 受贈者：18歳以上で、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫等（年齢は贈与年の1月1日時点）	
控除額	累計2,500万円	累計：2,500万円 基礎控除：毎年110万円
税率	2,500万円を超えた分に一律20%の贈与税を課税	
贈与税額	{(その年に贈与を受けた財産の価額の合計額) - 特別控除額2,500万円} × 20%	{(その年に贈与を受けた財産の価額の合計額 - 基礎控除額110万円) <sup>(注)</sup> - 特別控除額2,500万円} × 20% (注) 複数年の贈与はその合計額
選択時	相続時精算課税選択届出書などの書類を、最初の贈与年の翌年2月1日から3月15日までの間に受贈者の納税地の所管税務署に提出	
贈与税	少額でも贈与があれば申告が必要	贈与額が年間基礎控除額110万円以下なら申告不要
相続発生時	全贈与財産も贈与時の価額で相続財産の価額に加算	贈与税の基礎控除分は相続財産の価額に加算しない
相続税額	納付済みの贈与税は、相続税から差し引き、贈与税の方が多い場合は還付	

(出所) 図表1・2ともに筆者作成

**POINT**

- ▶ 特別控除に加え、年110万円までの基礎控除も認められる
- ▶ 基礎控除は贈与時期に関係なく相続財産に加算されない

相続時精算課税制度は改正によって利用しやすくなったが、一度選択してしまうと、その当事者間では暦年課税に戻すことはできない。この点には注意が必要だ。

この場合、同一年中に二人以上の相続時精算課税制度を適用して、贈与によって財産を取得した場合の基礎控除額は、合計で110万円までとなる。

相続時精算課税制度は改正によって利用しやすくなったが、一度選択してしまうと、その当事者間では暦年課税に戻すことはできない。この点には注意が必要だ。

る基礎控除は、贈与時期に関係なく相続財産に加算されないため、生前贈与による節税効果が大きくなる。

つまり、改正後は110万円までなら贈与税も相続税も円

かからず、毎年の贈与が基礎控除の範囲内なら贈与税の申告も不要となる。

また、贈与者ごとに課税方法を選択できる仕組みも維持されるので、改正後は暦年課

税の基礎控除と相続時精算課税の基礎控除の併用が可能となった。

例えば、毎年両親（60歳以上）が110万円ずつ18歳以上の子に贈与する場合、父親

からの贈与では相続時精算課税を選択し、母親からの贈与は暦年課税とすると、それぞれの基礎控除を利用でき、年220万円の財産を贈与税の負担なく子に贈与できる。

2024年1月施行!

# 相続税・贈与税の改正点を押さえておこう

ここでは、2024年1月から施行されている相続税・贈与税の改正点を三つ挙げ、それぞれのポイントを解説する。

佐藤正明 税理士  
社会保険労務士

## 改正点 1 相続時精算課税制度に 110万円の基礎控除が追加

相続時精算課税制度は相続税と贈与税を一体化する仕組みで、贈与額の累計が2500万円（特別控除）になるまで贈与税が非課税となり、超過した分に一律20%の贈与税が課される。

その後、相続が発生したら贈与した財産を相続財産に含めて相続税を計算して、すでに納めた贈与税額を相続税額から控除する。すでに納めた贈与税額のほうが多ければ、その差額が還付される。

対象となるのは、原則として60歳以上の父母や祖父母（直系尊属）から、18歳以上の子や孫（直系卑属）への贈与で、年齢は贈与を行う年の1月1日現在で判定する。相



続時精算課税制度は贈与者ごとに選択でき、例えば父と母から長男に2500万円ずつ贈与すると、合計5000万円まで非課税となる。

また暦年贈与（年間の贈与額が基礎控除額110万円まで非課税）との選択制であるため、いったん相続時精算課税制度を選択すると、毎年1

10万円以下の贈与でも贈与税を申告しなければならないなど、手続き面でもハードルが高く、利用件数が伸び悩んでいた。

110万円基礎控除で節税効果がアップ

そこで2024年1月以降は、相続時精算課税制度において、これまでの特別控除2500万円に加えて、年110万円までの基礎控除が認められ、この基礎控除内の贈与は申告が不要となった。

また、暦年贈与では相続開始前7年間に贈与された財産は相続財産に加算される（2021ページ参照）が、改正後の相続時精算課税制度にお

